



日本共産党 品川区議会議員 区政報告

# のだて 稔史

ニュース

区政報告について  
ご意見、ご要望を  
お寄せください。

事務所：品川区豊町6-2-1 TEL：03-3786-6674  
区議控室：品川区広町2-1-36 TEL：03-5742-6818

## 差額ベッド代13万円 全額返金されました

ご存知  
ですか

### 差額ベッド代

こんな場合

払わないで済みます

厚労省の2018年3月の通知で、それまでの「差額ベッド料を求めてはならない場合」に加え、「他の部屋が満室」との理由でも請求できないことを明示。

①同意書を取っていない

②「治療上の必要」で入院させた場合

★救急患者、術後患者などで病状が重篤なために安静を必要とする人、又は常に監視が必要で、適時適切な看護や介護を必要とする人。

★免疫力が低下して感染症にかかるおそれのある患者。

★集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者。

★後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者。

③患者の選択でなく、病棟管理の必要性から入院させた場合

★MRSAなどに感染しており、他の入院患者の院内感染を防止するため入院させた場合。

★他の病室が満室のため差額ベッドの部屋に入院させた場合

差額ベッド料を請求する特別環境養護室は“プライバシーが守られる”など特別な療養環境を望む患者に対して設けられたもので、十分な説明を受け、希望して入った場合などに病院は請求できません。

知人が差額ベッド代を支払ってしまったと相談がありました。その人はしんぶん赤旗で差額ベッド代を支払わなくて済んだという記事を読んでいたので知人から話を聞いて相談に来ました。

ウラに続く

#### のだて稔史プロフィール

1985年品川区生まれ、40歳。八潮北小、八潮中、都立雪谷高校、東洋大学工学部建築学科卒。建築設計事務所6年間働く。2015年4月初当選。戸越5丁目在住。家族は両親と兄。ジブリ映画、バドミントン、テニスが好き。

## 個室しか空いていない と言われ同意書にサイン

厚生労働省の通知や赤旗記事などを渡し、お話を伺いました。

「唾も飲み込めない状態になり、耳鼻科を受診。『すぐに病院に行つて』と言われた。病院で『個室しか空いてない』と言われ、困るといったけれども、大変な状況だったので仕方なく同意書を書いてしまった。7日間の入院で13万2千円を支払った」とのことでした。

2018年の厚労省通知で請求できない場合に「満室」が追加されました。通知に該当するのではないか、ということとで本人と一緒に病院に交渉に行きました。

病院の医事課の方が対応し、「請求できるという認識」「本人に説明した者がいないので確認した後日、連絡する」とのことでした。私は厚労省通知を示し、「満床に当たるのでは」と話すと、「通

知は知っている」とのことでした。**病院から全額返却**

後日、病院の医事課長から電話があり、「満床が理由だったことがわかったので、全額返却します」とのことでした。

本人からも「助かりました」と喜びの報告を頂きました。

## 医療制度の改正こそ

差額ベッド料は1984年の医療改善で正式に認められました。

しかし、厚労省から「差額ベッド料を求めてはならない事例」の通知が何度も出されているにもかかわらず、守らない病院は問題です。

同時に大元には、社会保障費を減らし続け、医師や看護師に厳しい労働条件を押し付け、病院経営は差額ベッド料に依存せざるを得ない状況にした自公政権の医療政策にこそ根本問題があります。社会保障費を増やし、医療制度充実こそ必要です。

## 差額ベッド料

### 知っておきたい3か条

- ① 希望しないときは同意書へのサインを保留し、病院と話し合う。
- ② 「大部屋がいっぱい」という理由では請求できない。
- ③ 個室に入つてと言われたら「治療上必要か」と尋ねる

お気軽にご相談ください。

▼5月3日、憲法大集会に参加しました。品川区からも多くの方が参加していました。平和憲法9条を守りましょう。



◀ステージ

▲5月7日、原水爆禁止世界大会に向けて国民平和大行進が品川を通過。私も品川区間を歩きました。高市政権が非核三原則の見直しや武器輸出解禁など進める中で今こそ声を上げることが重要です。



▲のだて稔史公式ラインにご登録下さい

無料  
法律相談

6月9日(火) 午後6時~8時

会場：のだて稔史事務所 豊町6-2-1

お気軽にご相談下さい。弁護士と一緒にお話を伺います。  
できるだけ事前にご連絡下さい。TEL 3786-6674